

## 「福島県情報セキュリティポリシー」の一部改正について

## 1 改正理由等

急速に高度化・巧妙化するサイバー攻撃やデジタル社会形成の国内動向を踏まえ、県情報資産に対する情報セキュリティ対策を強化するため、「福島県情報セキュリティポリシー」の改正を行う。

## 2 主な改正の内容

## (1) 外部サービス利用への対策

自治体における外部サービス（Web 会議サービスや SNS など）の利用拡大等に伴って改定された総務省ガイドラインを踏まえ、「外部サービス」の利用に必要な対策の規定を行う（第 2 部 対策基準 第 4）。

分類	リスク	主な対策
業務委託		<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な情報セキュリティ要件を明記した上で契約を締結すること。 【これまでと同様】</li> </ul>
外部サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査の実施や、情報の開示を受けること等が困難。</li> <li>職員等が直接登録し利用可能なものがあり、利用状況の一元的把握が困難</li> </ul>	<p>《機密性 2 以上の情報を取り扱う場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リスク対策の要件を考慮して、外部サービスの利用、事業者選定等を行うこと（要契約）。 【要件等を詳しく追記】</li> <li>利用に当たって、情報セキュリティ管理者（総括担当）の許可を得ること。 【新しく規定】</li> <li>情報セキュリティ管理者（総括担当）は、<u>利用管理</u>を行うこと（管理者の指名と利用サービスの記録）。 【新しく規定】</li> </ul>
		<p>《機密性 2 以上の情報を取り扱わない場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用のリスクが許容できることを確認した上で、情報セキュリティ管理者の<u>許可を得ること</u> 【新しく規定】</li> <li>情報セキュリティ管理者は、<u>利用管理</u>を行うこと（管理者の指名と利用サービスの記録）。 【新しく規定】</li> </ul>

## (2) 公社等外郭団体への助言等

「公社等外郭団体においても必要な情報セキュリティ対策が行われるよう、所管部局が適正に助言等を行う」項目を追加する（第 1 部 基本方針）。

(3) その他

- ア 福島県情報通信ネットワークにおけるマイナンバー利用事務系の外部接続について、総務省ガイドライン及び実態に合わせ関係規定を修正する（第2部 第4 1）。
- イ 職員等による異なるネットワークの接続について、総務省ガイドラインに合わせ関係規定を修正する（第2部 第6 1）。
- ウ ソーシャルメディアサービスの利用に係る規定を、技術的セキュリティ対策に位置付ける（第2部 第7 5）。
- エ 不正プログラム対策について、総務省ガイドライン及び実態に合わせ関係規定を修正する（第2部 第7 8）。
- オ 不正アクセス対策について、総務省ガイドラインに合わせ関係規定を修正する（第2部 第7 9）。
- カ その他、総務省ガイドラインに合わせ文言の整理等を行う。